○国立大学法人東北大学における公正な研究活動推進室細則

平成２８年１月２６日
理事（研究担当）裁定

（趣旨）

第１条　この細則は、国立大学法人東北大学公正な研究活動の推進に関する規程（平成２５年規第１００号。以下「規程」という。）第１６条第２項の規定に基づき、国立大学法人東北大学公正な研究活動推進室（以下「推進室」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　推進室は、次に掲げる事項を所掌する。

一　公正な研究活動の推進に係る調査及び分析

二　研究倫理教材の開発及び普及

三　部局における公正な研究活動推進担当組織との情報交換並びに相談及び助言

四　公正な研究活動の推進に係る事例の集積

五　行動規範、各ガイドライン等の実行状況のモニタリング

六　その他公正な研究活動の推進に関する事項

（組織）

第３条　推進室は、次に掲げる室員をもって組織する。

一　統括研究倫理推進責任者が指名する公正な研究活動推進委員会専門委員会委員　若干人

二　教員　若干人

三　特任教員　若干人

四　その他室長が必要と認めた者　若干人

（室長及び副室長）

第４条　推進室に室長及び副室長を置き、室長は前条第１号から第３号までに掲げる室員のうちから統括研究倫理推進責任者が指名する者をもって、副室長は室長が指名する室員をもって充てる。

２　室長は、推進室の業務を掌理する。

３　副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。

（委嘱）

第５条　第３条第１号から第４号までに掲げる委員は、統括研究倫理推進責任者が委嘱する。

２　第３条第２号から第４号までに掲げる室員の任期は２年とする。ただし、補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　前項の室員は、再任されることができる。

（庶務）

第６条　推進室の庶務は、研究推進部において処理する。

（雑則）

第７条　この細則に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附　則

１　この細則は、平成２８年１月２６日から施行する。

２　この細則の施行後最初に委嘱される室員の任期は、第５条第２項本文の規定にかかわらず、平成２９年３月３１日までとする。